令和3年度 長崎地方最低賃金審議会 第2回専門部会議事要旨

1 日 時:令和3年8月5日(木) 午前9時21分~午前11時17分

2 場 所:長崎労働局 8階会議室

3 出席状況:公益:3名、労働者代表:3名、使用者代表:3名

4 議題

- (1) 長崎県最低賃金の改正について
- (2) その他
- 5 議事要旨

議題(1)について

- ① 労働者側委員の意見
 - ・ 基本的な課題が2点ある。1点目は長崎県最低賃金の絶対額の低さである。 最賃近傍の労働者はフルタイムの労働者は少なく、事情があってWワーク している者もいる。Wワークができない者もいる。こういった労働者の中 には生活保護費の可処分所得を下回る収入の労働者も少なくない。
 - ・ コロナ禍で経済は大打撃を受けており、経営者が苦境にあることは理解している。しかし、それは労働者も同じである。最賃の引上げによって、今現在も感染の不安や恐怖と闘いながら、第一線で働かれている労働者に報いるべきである。それは社会的な要請である。
 - ・ 2点目は、地域間格差の是正である。中賃の目安である 28 円の影響率は、 九州管内では 12.3%~16.9%の範囲にあるところ、長崎では 19.4%であ る。これは本県の賃金水準が他県に比べて低いことを表している。賃金の 低いところから高いところへの人口流出は、地域の賃金水準が影響してい ることは明らかで、本年も格差の改善につながる改定を行うべきである。
 - ・ 前回の審議で金額の隔たりを認識した。労側としては三者構成を大切にし たいと考えている。

② 使用者側委員の意見

- 前回も申し上げたとおり、現在の中賃で示された28円は正当性のあるものではない。
- ・ 審議にあたり第4表重視は変わらないが、通常と違い今年度は特定の業種 の実態も見てほしい。
- ・ 中央最低賃金審議会目安に対する小委員会報告では、「今年度はワクチン接種や世界・日本経済の回復など、昨年度と明らかに異なる」等とあるが、 見通しが甘い。経済回復は、ワクチン接種の迅速化によってコロナの感染 拡大を抜け出し、経済活動に関する様々な自粛や規制がすべて緩和され、 日常の環境下で経済が回りだすということが前提であるはず。しかし、小

委員会報告がなされた7月14日の感染者数は3,194名で、累計で82万人を超えており、一日当たりの新規感染者数は昨年の10倍以上である。真逆の方向にすでに動き出している実態をなぜ見ないで議論するのか。

- ・ やはり経済の実態を示す第4表に基づく議論以外に賃金改定の議論はありえない。
- ・ 改定の時期については実務上、時期を指定することができるが、使側としては元々1月改定や4月改定も主張してきた。

③ 公益委員の意見

本日これ以上の歩み寄りは難しい。

労使それぞれの立場で再度検討をいただくこととし、継続審議としたい。 事務局は1月の指定発効の適否について第3回専門部会までに本省へ確認 しておくこと。

議題(2)について

事務局より今後の審議日程について説明した。

- 第3回専門部会 8月6日(金)13:30~
- · 第3回本審(答申)8月6日(金)15:00~